

令和5年3月1日以降の一部負担金免除期間の取扱いについて

避難指示区域等	該当市町村	所得区分※1		有効期間	
		令和4年度	⇒ 令和5年度	開始年月日	終了年月日
帰還困難区域	南相馬市の一部、富岡町の一部、 大熊町の一部、双葉町の一部、 浪江町の一部、葛尾村の一部、 飯館村の一部	所得要件なし		(延長)	R6.2.29
平成31（令和元）年度以前に解除された区域	広野町、楢葉町、 田村市の一部、南相馬市の一部、 川俣町の一部、富岡町の一部、 川内村の一部、大熊町の一部、 双葉町の一部、浪江町の一部、 葛尾村の一部、飯館村の一部の旧帰還困難区域、旧 居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時 避難準備区域 伊達市、南相馬市、川内村の旧特定避難勧奨地点	上位所得層（※2） 以外	⇒ 上位所得層以外	(延長)	R6.2.29
		上位所得層以外	⇒ 上位所得層	(延長)	R5.7.31
		上位所得層	⇒ 上位所得層以外	R5.8.1	R6.2.29
令和4年度及び令和5年4月1日に解除された区域	葛尾村の一部（R4.6.12解除） 大熊町の一部（R4.6.30解除） 双葉町の一部（R4.8.30解除） 浪江町の一部（R5.3.31解除） 富岡町の一部（R5.4.1解除）	所得要件なし	⇒ 上位所得層以外	(延長)	R6.2.29
		所得要件なし	⇒ 上位所得層	(延長)	R5.9.30

※1 所得区分は、令和4年度（令和4年8月～令和5年7月）は令和3年中の所得を、令和5年度（令和5年8月～令和6年7月）は令和4年中の所得を対象とします。

※2 上位所得層とは、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯のことです。

旧避難指示区域



現在の避難指示区域



避難指示区域の概念図

(参考 1)

